

子どもを中心としたニーズアセスメントを地域で実践するために —岡山県「子どものための総合情報アセスメントシステム」を事例として—

A Wider Strategy for Research and Development Relating to Child-centered Needs Assessment : A Study of the Integrated Information Assessment System for Children in Okayama Prefecture

(2012年3月31日受理)

福 知 栄 子 梅 野 潤 子* 薬 師 寺 真** 三 宅 尚 美**
Chieko Fuku Junko Umeno Makoto Yakushiiji Naomi Miyake

Key words : 子ども中心ソーシャルワーク (child-centered social work), 子どもの保護と福祉向上, ニーズアセスメント, 「子どものための総合情報アセスメントシステム」, 地域, 児童相談所

要 旨

本稿では、岡山県における「子どものための総合情報アセスメントシステム」の開発に関する一連の事例を検討し、その到達点と課題を整理する。事例検討を通して、子どもを保護し福祉を向上するための政策を整備し、効果的に運用していくためのポイントを明らかにすることを目的とする。岡山県の公式発表資料、児童福祉関係検討会・研究会資料、専門職へのアンケート調査結果等の資料から事例を作成し検討した結果、子どものニーズアセスメントを地域で実践するためのシステム開発を通じて、①根拠に基づく実践のための政策と研究、②学習を支える組織文化が創られていったことが明らかとなった。今後は、専門職のみならず、子ども・家族・地域の参加を推進し、子ども中心の社会を実現するための一つの手立てとして、岡山県において「子どものための総合情報アセスメントシステム」が活用されていくことが期待される。

はじめに

どのような状況に置かれていたとしても、安定した児童期を過ごすことは、すべての子どもの権利である。一人ひとりの子どもが自分らしく育ち、その可能性を最大限に発揮することを、私たち大人は願っている。すべての子どもの安定した児童期を保障するため、よりよい制度政策が整えられ、子どもと家族の暮らしの支援が実践されている。

にもかかわらず、子どもの虐待やネグレクトをはじめ、子どもの安全と福祉が脅かされ、育ちのニーズが満たされていない状況がみられる。児童福祉や教育に関わる人々は、その状況をよく知っており、子どもの状況を安定した方向に変化させるため日々の実践を行っている。しかし、子どもの保護と福祉向上は最も難しい仕事の

つと言われており、多くの専門職が関わっていながらも、子どものニーズが満たせない事例もみられる。もっとも悲惨な事例として、虐待の結果、生後短い期間で人生を終えてしまった子どもたちの事例が報告されている。

本来ならば安心して過ごすはずの児童期において、苦境に置かれている子どもたちの事例から、私たちは何を学びとるのか。子どもの安全と福祉向上のための政策と実践を、どのように発展させていけばよいのだろうか。本稿においては、岡山県の取り組みを事例として、この課題について考えてみたい。

1. 問題の所在

18歳未満のすべての子どもは、安定した児童期を暮らし、それぞれの持つ可能性を最大限に発揮できるように

*徳山大学 福祉情報学部

**岡山県福祉相談センター 総務企画課

育つ権利を有している。国連子どもの権利条約の採択を契機として、児童虐待を子どもの人権侵害として捉え、社会が対応していくべき問題として、各批准国の認識が高まったといわれているⁱ。日本においても、1994年の同条約批准後、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」と表記する。）をはじめ、子どもを保護し、福祉を向上するための関連法の改正・制定や制度政策の整備が進められてきた。その際、子どもと家族にとってより身近な地域において、サービス提供が可能となるよう、取り組まれてきた。たとえば、地域子育て支援活動や、市町村における児童相談実践、要保護児童対策地域協議会を活用した多機関協働実践などであるⁱⁱ。これらは、「親と一緒に地域で暮らす」子どもの権利ⁱⁱⁱを護るための具体的な仕組みと取り組みであるといえる。

地域において子どもが安定して育つ権利を護るために、よりよい児童福祉政策と実践をめざした取り組みが行われているものの、子どもを様々な人権侵害から護ることに成功しているとは言い難い。たとえば、子どもにとって著しい人権侵害である児童虐待の状況を見ると、平成22年度に全国の児童相談所による「児童虐待相談対応件数」は、5万5,125件であった^{iv}。さらには、児童虐待の最も悲劇的な結果として、毎年、子どもたちの命が失われている。平成21年度中においては、児童虐待の結果、88人の子どもが亡くなったと報告されている^v。これらの事例検証の結果、以下の政策および実践の問題点が指摘されている（社会福祉審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会2011）。

- ・児童相談所が関わっていたケースが約2割
- ・子どもが生まれる前の段階（周産期）で、支援を要する状況に気づけていた傾向が見られる
- ・アセスメントが不十分である
- ・多機関協働がうまくいっていない

また、子どもにとって身近な支援を展開するために、平成17年度より市町村が児童相談の第一線機関となったが、「市町村における相談業務のあり方に関する研究は制度、実践面ともにほとんど行われていない」（柏女2011：127）状況であり、地域における児童福祉政策と実践を支える研究が求められているといえる^{vi}。さらに、上述の事例検証からの課題にも挙げられているアセス

メントについての先行研究・先行実践をみると、リスクアセスメントが主流であることが分かる（千葉県2008；在宅アセスメント研究会2010；山口県2011など）。

日本における児童虐待防止の政策および実践において、参照されることが多い英国では、子どもと家族のリスクにのみ焦点化することがより広い脈絡でのアセスメントを妨げ、結果として子どもの最善の利益につながらないことを発見し、子どものニーズを包括的に捉えるアセスメントシステムを構築してきた（Spray & Jowett 2012）。鈴木（2007）も指摘するように、リスクや問題に着目しすぎることで「家族は無力な存在とみなされ」、子どもと家族が本来持っている力を削いでしまっている懸念もみられる。英国の研究においては、支援の最初の段階から子どもと家族と協働することが、よりよい支援の結果をもたらすために不可欠であるとの指摘もある（Shemmings & Shemmings 2001）。子どもと家族のリスクや問題を専門職がアセスメントするアプローチから、子どもと家族とともに暮らしを包括的にアセスメントし、本人たちの持つ力を高めていくアプローチへ転換していくことが求められているといえる。

そこで、本稿では、「子どもの育ちのニーズ」を中心に据え、その満たされ方を包括的に把握していくニーズアセスメントに着目する。ここでは、虐待やネグレクトを特化して捉えるのではなく、「子どもの育ちのニーズが満たされていない状況」と捉え、子どもが安定して育つための手立てとして支援を創るプロセスを重視する。こうした子どもを中心としたニーズアセスメントを政策的に導入し、実践を進めている岡山県の事例を取り上げる。

2. 研究目的・研究方法

本稿では、岡山県「子どものための総合情報アセスメントシステム」（以下、「アセスメントシステム」と表記する。）に関する事例を検討し、その到達点と課題を整理する。子どもを保護し福祉を向上するための政策を整備し、効果的に運用していくためのポイントを明らかにすることを目的とする。

研究方法としては、事例研究の手法を用いる。岡山県の公式発表資料、児童福祉関係検討会・研究会資料、専

門職へのアンケート調査結果などから、事例を作成し、「アセスメントシステム」構築に関する一連のプロセスを整理する。

- 第Ⅰ期 「アセスメントシステム」の黎明期
(平成19年以前)
- 第Ⅱ期 事例検証と児童福祉政策・実践の課題の明確化
(平成19年～平成20年)
- 第Ⅲ期 「アセスメントシステム」の開発と専門職教育の強化
(平成20年～平成23年)
- 第Ⅳ期 「アセスメントシステム」の試行と広がり
(平成23年～現在)

その結果、上記の4つの時期に区分することができた。

3. 研究結果

まず、岡山県の児童ソーシャルワークをめぐる状況をデータから把握しておきたい。平成22年度国勢調査によると、岡山県の人口は194万5,276人(75万4,511世帯)であり、うち18歳未満の児童数は32万1,996人である。県内の要保護児童対策地域協議会の設置状況をみると、平成22年4月1日の時点で全27市町村において設置されている。児童相談所の設置状況をみると、岡山県中央児童相談所、岡山県倉敷児童相談所(高梁分室、高梁分室新見相談室、井笠相談室)、岡山県津山児童相談所、岡山市こども総合相談所がある。児童虐待の状況をみると、平成22年度中に岡山県の児童相談所が対応した件数は761件、岡山市の児童相談所が対応した件数は308件であった(岡山県中央児童相談所他2012)。

以下に、岡山県における「アセスメントシステム」導入に関する一連の事例を示す。

(1)「アセスメントシステム」の黎明期(平成19年以前)

平成8年の厚生省(当時)児童虐待防止モデル事業や、平成12年の児童虐待防止法施行を契機とし、岡山県の児童相談所における児童虐待への対応件数は年々膨れ上がっていった。岡山県においては、児童福祉司を専門職採用してきた歴史があるものの、児童相談所に寄せられる相談内容の変化に対応できるだけの専門性や人員は十

分とはいえない状況であった。児童福祉司は、虐待通告への初期対応に多くの時間とエネルギーを取られていった。児童福祉司は、児童虐待以外にも、施設で暮らす子どもや不登校の子ども、障害のある子どもなど、様々な子どもと家族のケースを抱えている。こうした子どもと家族と信頼関係を築き、コミュニケーションを取りながら丁寧に支援を進めていくことに十分時間を割くことができず、「児童福祉司本来の仕事ができない」とジレンマを抱える児童福祉司もいた(Fuku & Mizushima 2003)。

一方で、地域の人々も、児童虐待の対応について児童相談所へ過大な期待を持つようになっていった。児童虐待防止活動は、児童相談所のみで完結するものでは決してなく、地域の協力が不可欠であるが、児童福祉司は地域とのネットワークづくりを行うための時間的余裕も持てなかった。児童虐待防止における多機関協働実践の現状に関しては、水島・福(2003)が児童相談所の事例検討をもとに課題を整理しており、「①ケース開始から終結にいたる協働活動の枠組みの開発が必要、②関与する専門職の役割の明確化、③情報の専門職間および機関間での共有の仕方や記録の仕方の明確化、④アセスメントのプロセスに子どもと家族が関与する方法の明確化」を挙げていた。

さらには、虐待を受けた子どものための社会資源(在宅サービスや治療施設など)の不十分さ、児童福祉司の継続学習への組織的支援の不十分さなどの課題もみられた。児童福祉司らは、「日本中で起きている児童虐待死亡事件が、他人事とは思えない」と危惧していた。こうした現場の声が政策には十分届かず、「子ども中心ソーシャルワーク」を支える諸条件が十分整備されない状況の中で、関係者らの懸念が現実となってしまった。

(2) 事例検証と児童福祉実践の課題の明確化

(平成19年～平成20年)

平成19年1月3日、岡山県倉敷市において、ひとり親家族のKちゃん(当時4才)が、児童相談所が持続的に支援していたにもかかわらず、母親によるネグレクトの末、死亡した。岡山県においてはこの子どもの死亡を重く受け止め、岡山県子ども虐待防止専門本部内に検証委員会を設置し、医療・司法・福祉の各側面から支援がどのように提供されたかについての検証が行われた。検証委

員会においては、機関や関係者の個別の判断について責任を追及するという視点ではなく、「どのようにすれば子どもにとってよりよい結果をもたらすことができるのか」という視点を中心に議論が進められた。とりわけ、児童福祉の第一線機関である児童相談所および保健所の果たすべき役割の明確化が行われた。この事例の検証を踏まえて、当面取り組むべき課題と改善策等が提言として取りまとめられ、同年6月に報告書が発表された。

検証作業の結果、当面取り組むべき課題と改善策としては、「①被虐待児支援及び保護者支援の充実、②児童相談所の相談支援体制の強化、③県及び市町村の虐待防止体制の強化」であった。この議論の過程で明らかとなったことは、これまで公に知らされてこなかった児童相談所の日々の活動の現実であった。児童相談所がどのような支援を行っているかについて、一般社会へ情報発信が十分なされてこなかった状況が浮き彫りとなった。個別の事例検証においては、「児童相談所の支援者が、対応の困難な母親に翻弄され、その元で日々成長している子どものニーズの変化を必ずしも十分把握できていなかった」（児童相談に係る基準等作成グループ 2008：7）ことが明らかとなり、子どものニーズを中心としたアセスメントの重要性が確認された。

検証作業の結果を踏まえて、同年8月には、児童相談所職員および県子育て支援課の行政職員11名から成る「児童相談に係る基準等作成グループ」が岡山県子ども虐待防止専門本部に設置された。ここでの検討課題は、「①親子分離の基準作成、②児童虐待の介入基準作成、③市町村虐待対応マニュアル(ガイドライン)の作成、④家庭裁判所への対応手順(児童福祉法第28条申立て等)、⑤保護者支援プログラム作成の準備」であった。このグループにおいては、児童福祉実践の質を高めるための英国児童保護についての学びが行われた。グループメンバーである大学教員がスーパーバイザーとなり、メンバーが担当している個別ケースの研究を重ね、子どもと家族の包括的なアセスメントのトレーニングを行った。また、英国において用いられているアセスメントのシステムやツールが紹介され、メンバーによる翻訳作業、実際の事例への適用が行われた。グループでの作業過程で明らかとなったことは、専門職のアセスメントの不十分さと、仕事の有効性を実証するエビデンスの不十分さで

あった。全19回の作業の結果は、平成20年3月に「児童相談に係る基準等の作成に関する検討状況報告書—子どもたちの最善の利益のために—」として発表された。報告書においては、子どものニーズを中心としたアセスメントの考え方や具体的なツールが紹介されている。また、同時に「市町村子ども虐待対応ガイドライン—子どもたちの最善の利益のために—」が発表されている。

一方で、子どもとともに暮らす中で育ちのニーズを満たす児童養護施設等の職員研修の充実も図られる。平成19年度に、「子どもの人権ワークショップ」が予算化され、個別事例をもとにグループにおいてアセスメントの演習を行う参加型研修が全3回実施されている。本研修会はその後も毎年継続され、児童福祉司も参加者に加わることとなる。

(3) 「アセスメントシステム」の開発と専門職教育の強化 (平成20年～平成23年)

「児童相談に係る基準等作成グループ」においては、引き続きアセスメントシステムと実践に関する研究が進められ、親の養育力のアセスメントツールである“The Graded Care Profile Scale”を日本の文化に適合するように改良した『『子どもが心配』チェックシート』が作成された。このアセスメントツールは、児童相談所のケースを適用して改良を重ね、開発者Dr. Om. Prakash Srivastava氏からの使用許可を得、平成21年3月に『『子どもが心配』チェックシート(岡山版)』として発表された。このチェックシートは、岡山県内の市町村における児童虐待防止研修会で紹介され、岡山県のホームページにも掲載され、県内外に紹介される。これら研究成果の公表として、第16回岡山県保健福祉学会における研究発表(薬師寺他 2010)、全国児童心理司会会報における実践報告(岡山県 2011：141-145)がなされている。チェックシートの作成と並行して、英国のアセスメントシステムを参照し、岡山県版「アセスメントシステム」の開発が着手され、システムの翻訳とケース研究に基づくシステム改良の作業が「子どものための総合情報アセスメントシステム作成に係るワーキングチーム」において進められる。同様に、「児童相談に係る基準等作成グループ」の検討課題の一つである「保護者への支援」についてもケース研究が重ねられ、検討の結果は平成23年3月に「子

どものニーズを満たす親への支援～基本的な考え方とソーシャルワークの重要性～」として発表されている。

児童福祉実践を効果的に進めるためのシステム整備の一方で、それを動かす児童福祉専門職の力量を高めるための研修活動も充実がなされる。平成21年度においては、児童相談所職員研修が全4回実施され、「子どもの権利」、「子ども虐待とドメスティック・バイオレンス」と、「性的虐待を受けた子どもと家族の支援」のテーマで学びが行われた。

平成23年11月には、平成19年度より毎年開催されてきた「子どもの人権ワークショップ」参加者への追跡アンケート結果が行われた。参加者は延べ144名(実数107名)にのぼり、うち55名から回答を得た(回収率51.4%)。研修内容については「よく分かった」が24人、「少しわかった」が28人であり、33人が「現在の業務に活かすことができそうだと感じた」と答えている。子どもの育ちのニーズの捉え方や、アセスメントシートやエコマップなどのアセスメントツールなどを実際に活かすことができそうだという回答が多くみられる。しかし、「現在も実践している」と答えたのは5名であり、13名は「実践を試みたが難しかった」としている。時間的・人的資源不足や子どもと家族の情報不足などが理由として挙げられている。

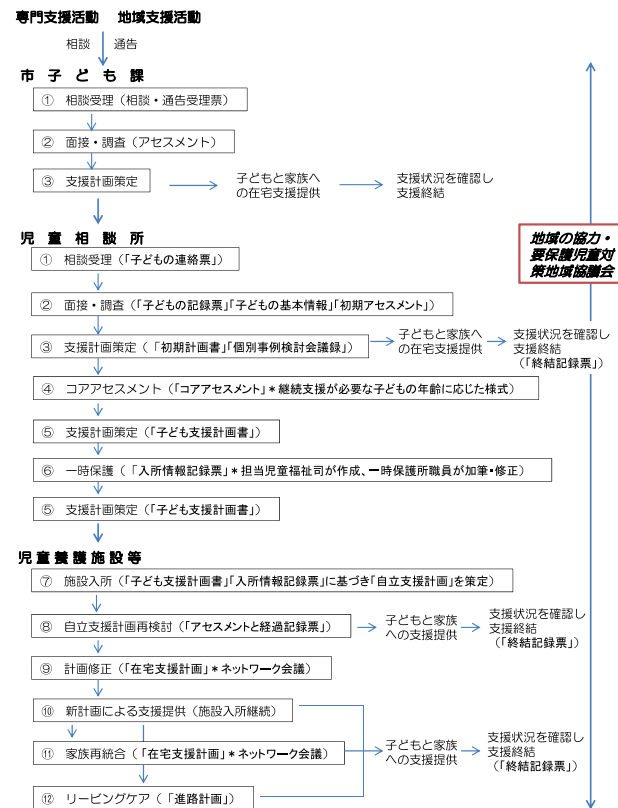
(4) 「アセスメントシステム」の試行と広がり

(平成23年～現在)

平成23年3月には、イラストが多く記載され、文章表現も理解しやすく工夫された『「子どもが心配」チェックシート岡山版』のパンフレット版が作成され、保育所、幼稚園、小中学校での配布が行われる。専門職による一方的なアセスメントではなく、親が自身の子育てを客観的に振り返るツールとして、また支援を要する親が専門職と一緒に子育てを振り返るツールとして紹介される。この取り組みは、日本子ども家庭総合研究所ホームページ「愛育ねっと」においても紹介され、広く全国に向けて発信される。これを機に、県外から岡山県子ども未来課や福祉相談センターへの問い合わせも見られるようになる。とりわけ、山口県周南市においては、岡山県児童虐待防止専門サポートチーム委員を務める大学教員が周南市子ども家庭課スーパーバイザーも務めているこ

とから、岡山県の実践研究が紹介され、平成23年から岡山県への視察研修や情報交換が行われるようになる。周南市子ども家庭課においては、岡山県の子ども中心アセスメントを参照し、専門職対象のワークショップの開催、要保護児童対策地域協議会の実践の手引きの作成などを行っており、市レベルで子ども中心アセスメントを実践するための研究を進めている(梅野 2012)。

図1 岡山県「子どものための総合情報アセスメントシステム」の全体像



薬師寺作図(2011)

平成23年度においては、「アセスメントシステム」の全体像が図1の通り示され、各段階におけるアセスメント様式が完成する^{vi}。

これらのシステムは、瀬戸内市での事例において試行され、次の課題が明らかとなる。第一に、基本的な生活困窮がみられ、子どものニーズアセスメントを使用する以前の生活課題を抱えているケースがみられること、第二に、専門職がアセスメントの項目を事前に熟知した上で面接に臨み、意識的な情報収集をすることが必要であることである。

さらに、平成23年6月には、「岡山県子ども福祉実践

研究集録—第1集—」が発表され、平成19年度以降の、子どものニーズアセスメントを行うための実践研究や研修の成果がまとめられている。本集録の解説「岡山県子ども福祉実践研究集録—第1集—について」においては、自らの実践を振り返り、実践からの学びを整理し、後輩に引き継いでいくことの重要性が記されている。

平成24年度において岡山県では、「アセスメントシステム」のデータベース機能を活用し、児童虐待が発生する社会的背景の分析を行うこととしている。支援を必要とする子どもと家族が抱えている困難を、家族システムの問題のみならず、より広い地域・社会的文脈から多面的に捉える必要があると考えられたためである。そのことは、就労、栄養、住居、医療、介護など、行政として解決すべき課題を発見し、効果的な施策を立案することに役立つと捉えられている。また、それらの課題は、地域の支援者とのつながりによって取り組むことができるものも多く含まれているものと予測されている。

4. 考 察

これまで、岡山県における子どものニーズアセスメントを実践するための取り組みを整理してきた。本事例から、①根拠に基づく実践のための政策と研究、②学習を支える組織文化の2点から考察を加える。

(1) 根拠に基づく実践のための政策と研究

本事例においては、仮説に基づき、事実に関する情報収集と分析を行い、その結果を考察し、政策と実践に活かすプロセスが繰り返し見られる。実践の課題を研究会・研修会での議論や事例研究、アンケート調査から明らかにし、実践上の困難を乗り越えるための具体的手立てを政策として形づくり、実践に適用してフィードバックを得、改良を繰り返す取り組みである。その取り組みには、児童福祉司などの実践者、県行政職員などの政策立案者、大学教員などの研究者の三者の立場の人々がすべての段階で協働したことが重要であった。子どもの育ちのニーズを満たす効果的な支援を創るという目的と、子どものニーズアセスメントを実践するという課題を共有し、実践を支える政策と研究の力を強化する取り組みが行われた。

重要なことは、ともすれば構成メンバーのみで共有され、時間の経過とともに失われてしまう一連の記憶を、明確な記録としてその都度残していったことである。これらは県行政や児童相談所のみならず、広く県内外に発信された。現在の児童福祉実践に活かされるだけでなく、今後続く児童福祉実践者への教育訓練にも役立てられることであろう。さらには、岡山県に留まらず、他の地域にも伝えられることで、よりよい実践を生み出す取り組みへと波及している。また、適切な予算をつけるために実践への対価を要求する、ソーシャルワークの仕事について社会へ伝える説明責任を果たすなどのソーシャルワーク実践を評価する役割(Parker & Bradley 2008 : 215-218)も果たしている。

(2) 学習を支える組織文化

児童福祉司をはじめ、児童福祉実践者には、最新の調査研究から知識と技術を得、自己研鑽し続けることが要求される。しかしながら、他職種に比べて社会福祉専門職においては、研修やスーパービジョンは就業時間外や休日に参加するという文化が根強いように思われる。本事例においては、アセスメントシステムやツールの作成と、それに関連する理論学習やケース研究などが繰り返し行われたが、児童福祉司や県行政職員も含めて、これらはすべて職務の一環として実施された。一連の取り組みを通じて、子どもの保護と福祉向上という難しい課題に挑戦するためには、継続教育が不可欠であり、「学習することが児童福祉実践者の仕事の一部である」ことを認める文化が醸成されつつある。

実践者の学習を支える組織文化を創るためには、政策立案者や現場の管理者がその重要性を十分理解し、研修プログラムの充実やスーパービジョン体制の構築、現場における研究の推奨など様々な具体的取り組みを行うとともに、実践者の学習や研究成果を前向きに評価するなど学習へのモチベーションを高めることが欠かせない。第一線の実践者・政策立案者・管理者ともに、継続的な学習が実践に大きな違いを生むことを忘れてはならない。その際に、最新の研究結果やデータを現場に提供できる位置にある大学等研究機関の研究者の役割もまた、重要であると思われる。現場に足を運び、実践者や政策立案者との信頼関係を築き、ともに実践上の課題に挑戦する

ことのできる研究者を、現場は望んでいる。

これから

本稿では、岡山県の「子どものための総合情報アセスメントシステム」を事例として、子どもの安全と福祉向上のための政策と実践について考えた。よりよい政策と実践を構築していくためのプロセスにおいては、①根拠に基づく実践のための政策と研究、②学習を支える組織文化が重要であることが見出された。

本事例においては、児童ソーシャルワーカーとしての児童福祉司や県行政職員などが中心メンバーとなり、実践研究を進めていたが、今後は、地域の人々、子どもと家族の参加を進める方法を検討していく必要がある。子どもたちの声に耳を傾け、その声を発信していくために、地域で子どもの暮らしを支える人々や公私の機関が一体となった運動を展開していくことが求められていると思われる。岡山県においては、その手立ての一つとして「アセスメントシステム」が活用され、子ども中心ソーシャルワークが実践されていくであろう。その際には、実践の変化をデータとして客観的・具体的に把握し、エビデンスを蓄積していく努力も同時になされることであろう。

今回は岡山県の事例を検討したが、子どもの暮らす地域の特性や文化は様々であり、その地域の実情に応じた政策と実践が求められる。他の地域においても様々な取り組みが広がっていくことを期待するとともに、地域間で情報交換をしつつ、子ども中心の社会を実現するためにともに実践研究を進めていきたい。

註

- i Kahane, Tony ed. (2006)13を参照。
- ii 「子育て支援事業」は、児童福祉法第21条の9で市町村の事業として法定化されており、児童福祉法第10条では、「市町村の業務」が定められている。また、児童福祉法第25条の2では、「要保護児童対策地域協議会」の自治体への設置の努力義務が課されている。
- iii 子どもの権利条約第9条には親とともに暮らす子どもの権利が記載されており、前文においては、子ども

は家庭環境の下で育つべきであると述べられている。

- iv 平成23年7月20日 厚生労働省報道発表による児童相談所における児童虐待相談対応件数（平成22年度速報値、宮城県、福島県、仙台市を除く。）
- v 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)」を参照。
- vi 文献データベースCiNii Articlesにおいて「市町村」「児童相談」のキーワードで検索した結果、52件であった。発表時期をみると、1999年から2003年までは毎年1件程度であり、2004年、2005年はそれぞれ2件、2006年6件、2007年4件、2008年17件(同一雑誌における特集が組まれたため多くなっている)、2009年3件、2010年4件、2011年4件となっている。
- vii 岡山県「子どものための総合情報アセスメントシステム」は、岡山県が英国教育省の使用許可を受け、英国政府が開発したIntegrated Children's System (ICS, 詳細はHedy et al.2008を参照)をもとに独自に開発したシステムである。アセスメント枠組み(岡山県2011:15)に示される視点を基礎とし、現在、児童相談所が行っている一連の子ども支援プロセスの各段階に年齢別の具体的なアセスメント、支援計画、記録様式が設定されている。記入はパソコン上で行われ、県内の児童相談所間での情報共有が可能となっている。平成24年度より本格的に運用が開始される。

参 考 文 献

- 1) Chieko,Fuku and Masumi,Mizushima: Elements of Specialized Practice Centering on Children,17th Asia-Pacific Social Work Conference(APSWC)Books of Abstracts (2003)76.
- 2) Cleaver,Hedy, Walker,Steve, Scott,Jane et al. Integrated Children's System: Enhancing Social Work and Inter-Agency Practice, Department for Education,UK(2008) (<https://www.education.gov.uk/publications/eOrderingDownload/DCSF-RBX-01-08.pdf>)
- 3) Kahane,Tony ed. Preventing Child Maltreatment: a guide to taking action and generating evidence, World Health Organization(2006)(=2011,小林美智子監訳「エビデンスに基づく子ども虐待の発生予防と防

- 止介入-その実践とさらなるエビデンスの創出に向けて-」明石書店.)
- 4) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第7次報告概要)及び児童虐待相談対応件数等,「厚生労働省ホームページ」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001jiql.html>)
- 5) 市区町村の児童家庭相談業務等の実施状況等について(平成22年4月現在),「厚生労働省ホームページ」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000z6wu.html>)
- 6) 水島真寿美,福知栄子:多専門職協働による児童虐待への支援.「平成14年度岡山県保健福祉学会発表要旨集」(2003)6-7.
- 7) Munro,Eileen *The Munro Review of Child Protection: Final Report A child-centred system* Department for Education(2011).
- 8) 行政等の取り組み事例 子どもたちの育ちを支援する「子どもが心配」チェックシート(岡山版),「愛育ねっと 日本子ども家庭総合研究所ホームページ」(http://www.aiikunet.jp/practice/government_example/141.html)
- 9) 行政等の取り組み事例 千葉県における児童虐待防止の取り組み —3つのアセスメントの活用—,「愛育ねっと 日本子ども家庭総合研究所ホームページ」(http://www.aiikunet.jp/practice/government_example/12041.html)
- 10) 岡山県中央児童相談所,岡山県倉敷児童相談所,岡山県津山児童相談所:「平成23年度 業務概要」(2012).
- 11) 岡山県福祉相談センター,岡山県中央児童相談所:「岡山県子ども福祉実践研究収録-第1集-」(2011).
- 12) 岡山県:『『子どもが心配』チェックシート(岡山版)[平成22年度改訂]』(2011).
- 13) 岡山県:「子どものニーズを満たす親への支援~基本的な考え方とソーシャルワークの重要性~」(2010).
- 14) Parker,Jonathan and Bradley,Greta: *Social Work Practice:Assessment,Planing,Intervention and Review,Learning Matters.*(=2008,岩崎浩三・高橋利一監訳「進化するソーシャルワーク 事例で学ぶアセスメント・プランニング・介入・再検討」筒井書房.)
- 14) 梅野潤子:子どもの暮らしの安定を地域で守るための政策的アプローチ-S市における多職種協働プロセスの検討-,「第18回 岡山県保健福祉学会(おかやま保健福祉研究)」(2012)58-59.
- 15) 梅野潤子:子どもの育ちのニーズを満たす支援—子どもの暮らしの安定をめざす児童ソーシャルワーカーの役割—,「福祉おかやま」(2010)27,3-11.
- 16) 才村純:2010年度学会回顧と展望 子ども家庭福祉部門,「社会福祉学」(2011)52(3),119-132.
- 17) 在宅アセスメント研究会:「要保護児童対策地域協議会(市町村虐待防止ネットワーク)個別ケース検討会議のための在宅支援アセスメントマニュアル[2010年度版]」(2010).
- 18) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会:「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について—第7次報告—」(2011).
- 19) Shemmings,Yvonne and Shemmings,David:Empowering children and family members to participate in the assessment process, Horwath,Jan Ed. *The Child's World:Assessing Children in Need*, Jassica Kingsley Publishers, (2001)114-128.
- 20) 総務省行政評価局:『『児童虐待の防止等に関する意識等調査』結果報告書』(2010).
- 21) Spray,Carolyn and Jowett,Beverley:Setting the Scene: The Historical, Policy and Legislative Basis of Local Authority Children and Families Social Work, *Social Work Practice with Children and Families*, (2012) SAGE,1-19.
- 22) 鈴木浩之:「子ども虐待」への保護者参加型支援モデルの構築を目指して 児童相談所における家族再統合についての取り組み,「社会福祉学」(2007)48(3),79-93.
- 23) 薬師寺真,三宅尚美,水島真寿美,福知栄子:「子どもが心配」チェックシート(岡山版)の意義とその活用について,「第16回 岡山県保健福祉学会(おかやま保健福祉研究)」(2010)30-31.
- 24) 山口県健康福祉部:「みんなでネットワーク 子ども虐待防止に関わる援助関係者の連携マニュアル[三訂版]」(2011).